

ID: 46

担当部署: 政策企画課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	大河原町集会所管理に関する規則 第2条		
例規番号	昭和43年規則第8号		
【基準】			
第2条、大河原町集会所設置及び管理に関する条例第4条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。			
(使用)			
第2条 集会所を使用しようとするものは、集会所使用願(様式第1号)を管理人に提出し、承認を受けなければならない。			
(使用の拒否)			
第4条 管理人は、その使用目的が公共の福祉を阻害し又は善良な風俗を害するものであるとき、あるいは、そのおそれがあると認めるときは、使用させてはならない。			
(使用等の制限)			
第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。			
2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。			
3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日